

鏡が丘特別支援学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月策定
人権委員会

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめられた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

これを踏まえ、本校職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

2 いじめ防止対策組織

(1) 各部の役割

- ① 学部（教育活動全般を通してのいじめの防止、早期発見および対処）
- ② 情報視聴覚部（インターネットに関連するいじめ防止のための取り組み）
- ③ 生徒指導部（生徒会活動を通してのいじめ防止を含む人権に関する取り組み）
- ④ 人権委員会（「人権に関する取り組みの年間計画」（いじめ防止を含む）の作成および実施）

(2) いじめ防止対策委員会

原則として、年 1 回「いじめ防止対策委員会」を開催し、外部有識者（弁護士、臨床心理士、社会福祉士等）より専門的な意見・助言等をもらう（11 月）。委員は、校長、教頭、主幹教諭、各部主事、生徒指導主任、教育相談、当該担任・担当など必要な職員とする。

※重大事態発生時は、臨時の「いじめ防止対策委員会」を開催する。

3 いじめ防止のための取り組み

- ① 「人権に関する取り組み年間計画」を作成し実施する。
- ② 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ③ 各職員は児童生徒の小さな変化にも目を配り、連絡帳や面談を通しての保護者の声を聞き、また児童生徒の利用する福祉サービスからも情報を得る。
- ④ 「いじめに関するアンケート調査（7 月・10 月）」の実施。
⇒学校評価（9 月）においても『いじめ』に関する項目を入れる。

4 いじめに対する措置

いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせる。また、特定の教職員で抱え込まず、学年、学部の職員で情報を共有し対処する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ① いじめ対策委員会の召集。
- ② 教育委員会への報告。
- ③ 必要に応じて警察等関係機関への通報。
- ④ 児童生徒および保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供。

6 その他

(1) 改定

年度初めに見直しを行い、必要に応じて改定する。

(2) 運用

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から運用を始める。

令和 2 年 4 月 1 日より改定・運用

令和 3 年 11 月 1 日より改定・運用